

介護保険法改正に伴う介護予防支援の指定対象の拡大について

1 現状

令和6年度から介護保険法の改正に伴い、介護予防支援の指定対象が拡大し、地域包括支援センターに加え、指定を受けた居宅介護支援事業者が利用者と直接契約により、介護予防支援を実施できることになった。

2 法改正に伴う変更点について

令和6年3月31日まで

種別	実施主体	一部委託先
介護予防支援	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者
介護予防ケアマネジメント		

令和6年4月1日以降

種別	実施主体	一部委託先
介護予防支援	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者
	介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者	不可
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者

3 大田区の指定状況について

大田区では、令和6年7月1日付で6事業所を新規指定した。また、10月以降の指定申請については現在受付中である。